**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

　旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

　下記[1]に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記[1]に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和○年○月○日　**(米①)**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

**［掲載順序］**

**Ａ（保証社員の地位を失った場合）**

[1]当協会の保証社員であった者の商号

[2]旅行業の業務の範囲

[3]登録番号

[4]氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

[5]主たる営業所の名称及び所在地

[6]旅行業の登録年月日

[7]協会の保証社員としての地位を失った年月日

[8]保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額

[9]弁済限度額

**Ａ　保証社員の地位を失った場合**

[1]○○○○○有限会社（○○○ツアー）

[2]第○種旅行業

[3]○○○知事登録旅行業第○－○○○号

[4]○○○○○有限会社　○○都○○区○○○町○丁目○番○号　代表取締役　○○○○

[5]本社営業所　○○都○○区○○○町○丁目○番○号

[6]令和○○年○○月○○日

[7]令和○○年○○月○○日

[8]○○万円

[9]○○○万円

　　以上○件　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東京都港区虎の門４丁目１番20号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般社団法人全国旅行業協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　○○　○○

**(米①)**掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。